

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 水大気環境課 | 整理番号 | 3-6 |
|-----------------------|--|--------|------|-----|
| 処分の種類 | 特定事業場の設置者等への事故時の応急措置命令 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 水質汚濁防止法第14条の2第4項 | | | |
| 処分の概要 | 特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が事故時の応急措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を命ずることができる。 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・水質汚濁防止法 第14条の2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 指定施設を設置する工場又は事業場(以下この条において「指定事業場」という。)の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 貯油施設等を設置する工場又は事業場(以下この条において「貯油事業場等」という。)の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |